

会員の方へ

令和2年8月21日  
さいたま市介護支援専門員協会  
事務局 秋田

先日、8月19日、初めて、リモートによる研修（コロナに関する情報共有等）を行いました。その際に資料提供した内容について、役所等に問い合わせた結果をご報告させていただきます。

『新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設介護サービス事業所・施設に勤務する皆さまへ』と埼玉県新型コロナウイルス感染症介護慰労金・支援コールセンターによる広報内容（別紙参照）にあります、**<介護サービス再開に向けた支援>**という項目についてですが、居宅介護支援事業所も該当すること。

今回、さいたま市介護保険課事業所係に問合せしましたが、埼玉県高齢福祉課にこのこと、埼玉県高齢福祉課に確認できました。また、利用者1名につき、一回のみとのことで、毎月モニタリングで再開支援していても、令和2年4月から令和3年1月までの期間で利用者1名につき、1回だけのこと。また、例えば、元々、利用者が福祉用具を以前から利用している方で、通所介護や訪問介護等サービスを併用していて、そのサービスがコロナの影響で自粛等利用できなかった場合も対象（レンタルは利用中、プラン費あり）のこと。

以上、今回問い合わせした結果をご報告させていただきます。

まだまだ残暑厳しいところですが、コロナ予防対策も然り、熱中症にならないよう、くれぐれも皆さまのお体を大切にご自愛ください。